

議案第29号

基山町税条例の一部改正について

基山町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条ただし書に規定する改正規定による改正後の基山町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）の公布により、個人の町民税の非課税限度額等における扶養親族の取扱いの見直し及び特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直しが行われたことに伴い、基山町税条例を改正する必要がある。

令和 3 年 9 月 16 日原案 可 決